



## 「価値協創を目指し、変わりゆく企業の情報開示」

昨今「エンゲージメント」や「対話」といった言葉が多く聞かれる。伊藤レポートの中では「対話・エンゲージメント」と記載されており、同義で表現されているが、これは企業が「対話」や「エンゲージメント」に取り組みやすいように意図的に表現しているものだ。「対話」は双方向のコミュニケーションで相互理解を深めていく事であり、「エンゲージメント」は企業側の解決すべき課題を設定した上で企業価値向上に向けた課題解決を議論し、緊密な関係を維持しながら結果を出していく事を指す。対話の先にエンゲージメントがあると言える。

4月6日にKPMG主催の緊急セミナー『企業と投資家との対話「枠組み」変革における企業が取り組むべき課題』が開催された。ここで言う「枠組み」とは、「制度と実務」のことである。この中で伊藤邦雄教授は「日本を対話先進国と言われる国に」と目指すべき姿を掲げ、「Effective and Efficientな情報開示」の必要性を示しながら、対話・エンゲージメントの重要性とともに、直接対話と情報開示は相互の関係にあり「攻めの開示改革が必要」と力強く語っている。

一方、現在の企業の情報開示を見ると問題が山積していることが分かる。例えば、決算日から株主総会までの日程を見ると、諸外国は平均4～5ヶ月である一方、日本は3ヶ月以内だ。さらに日本では企業が議決権の電子行使プラットフォームに参加していなければ、対話・エンゲージメントを終えてからの議決権再行使が実質的に不可能という状況である。このような開示制度の課題が、海外機関投資家にとって日本市場におけるオペレーションリスクの一つと映るのは当然だろう。

こうした課題を解決すべく、経産省では様々な研究会や分科会で企業の情報開示について検討が進んでいる。この中の一つである「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の第8回が2017年3月22日に開催されたが、この中で法務省は本年5月で「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）附則第25条」が施行後2年目を迎えることから、課題認識の大きな1つ目として「株主総会に関する手続きの合理化」を掲げ「株主総会資料の電子提供制度の新設」で「株主の個別の承諾を得ずに株主総会資料をインターネットを利用して提供するための制度」を検討している。他にも、開示資料の重複を課題として、経産省では国際的に見て最も効果的且つ効率的な開示の実現を目指し、検討を重ねている。現在は、関係省庁と共同で事業報告等と有価証券報告書の一体開示に向け、項目整理や重複解消等の検討を進めており、今後、共通化に向けた考え方や進め方を提示していく予定としている。

そもそも、こうした各省庁の動きの背景にあるのは、質の良い対話・エンゲージメントを促進することで持続的低収益の体質から抜け出し、価値を協創していくことでイノベーションを創出し、高収益の体質へと転じさせるためであろう。

今、日本の情報開示は、国をあげて本気で変わろうとしている。その潮流の中で企業に求められているのは、受動的に会社法や金商法などの改正に対応する事だけではない。重要なのは、質の良いエンゲージメントを実現させることではないか。そのためには、自社の企業価値を正しく発信するための統合思考が欠かせないはずだ。自社の実務都合で情報開示を行うのではなく、価値協創のためのエンゲージメントを実現させる情報開示が、企業に求められている。

(文責：ESG/統合報告研究室 主任研究員 片桐さつき)